

# 三重県リハビリテーション関連団体災害対策合同委員会

## 規約

### 第1条（名称）

この会は三重県リハビリテーション関連団体災害対策合同委員会（略称 三重 JRAT）と称する。

### 第2条（事務局）

この会は主たる事務局を（一社）三重県作業療法士会 災害対策委員会に置く。

### 第3条（構成団体および構成員）

この会は三重県リハビリテーション医連絡会、（一社）三重県理学療法士会、（一社）三重県作業療法士会、三重県言語聴覚士会で構成し、各会に属する会員を構成員とする。尚、会の運営上、委員長が必要と認める場合は他職能団体および企業との連携を設けることができる。

### 第4条（目的）

この会は三重県内の災害時におけるリハビリテーション医療の向上に寄与することを目的とする。

### 第5条（事業）

この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 災害リハビリテーションの啓発
- （2） 災害リハビリテーションに関わる研修会の実施
- （3） 災害時におけるリハビリテーション医療体制に関する情報収集および災害支援チームのコーディネート
- （4） その他 この会の目的を達成するために必要な事業

### 第6条（役員の設置）

- （1） この団体に次の役員を置く。  
幹事 7名以上10名以内  
監事 2名
- （2） 幹事のうち、1名を委員長、2名を副委員長、1名を事務局長とする。
- （3） 前項の委員長および副委員長は幹事による互選にて選出する。

#### 第7条（幹事会）

- （1）幹事会は年1回以上開催する。
- （2）幹事会は委員長がこれを招集する。
- （3）委員長が都合により業務遂行不可能の場合は、副委員長がこれを代行する。
- （4）幹事会での決議は総幹事数の2/3以上に当たる多数をもって行う。

#### 第8条（会費）

各構成団体からの寄付金・研修会費・その他この会の事業を賛助しようとする団体・企業および個人からの寄付金をもって、これに充てる。

#### 第9条（規約変更）

本規約の変更は、幹事会の承認を得るものとする。

#### 附則

この規約は平成26年10月21日より施行する。

平成30年4月11日 改訂

令和3年6月7日 改訂